

## 社会福祉法人東寺学園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東寺学園の役員等及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 本規程でいう役員等とは、役員及び評議員専任解任委員をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会等に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合、第4条の報酬といずれか一方のみを支払う。

	報酬(日額)
理事会出席報酬等	11,137円

2 ただし、前項の額は次の事由などで理事長が必要と認めた役員は33,411円まで増額できる。

(1) 住居及び勤務地(活動の拠点)が共に京都府又は滋賀県ではないとき。

(2) 理事長が特に必要と認めた役員で評議員会の承認を得たとき。

3 評議員及び役員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。ただし、同日に第1項の報酬を支払ったときはこれを支払わない。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合、第4条の報酬といずれか一方のみを支払う。

	報酬(日額)
評議員会出席報酬等	11,137円

4 交通費の実費が、報酬の額を超える場合には、その実費とする。

(役員等及び評議員の勤務報酬等)

第4条 役員等及び評議員が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、次により報酬を支払うことができる。

	報酬(日額)
役員等及び評議員業務報酬等	11,137円

2 ただし、前項の額は理事長がその業務執行に必要と認めたときは33,411円まで増額できる。

3 第1項の業務には監事監査業務、外部監査の立ち合い、評議員選任・解任委員会出席

を含むものとする。

(役員及び評議員の報酬の総額)

第5条 第3条及び第4条の規定にかかわらず、各年度の役員・評議員の報酬の総額を次のとおりとし、これを越えて支払うことはできない。

- |                  |            |
|------------------|------------|
| (1) 各年度の役員の報酬総額  | 1,000,000円 |
| (2) 各年度の評議員の報酬総額 | 500,000円   |

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、当法人旅費規程により支給することができる。

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は評議員会の決議による。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。